

令和5年6月定例会 代表質問 中山武彦議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。（各議員からの「質問」（問）に該当する部分を黄色マーキングしております。）

「新型コロナウイルス（5類移行後）の対応について」

○中山武彦 皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、市議会公明党の中山武彦ですが、代表質問を行います。

先日は被爆地広島でG7のサミットが開かれました。G7の首脳が平和記念資料館を訪れ、被爆者と対話をいたしまして、慰霊碑に献花をされました。公明党の山口代表は、全世界の人々が被爆の経験や知識を共有することが大切だ、その象徴的な出来事となったと記者団に答えております。また、今回のサミットでは核軍縮に関する共同文書、広島ビジョンが発出されました。核保有国を含むG7の首脳が核戦争に勝者はなく核戦争は決して戦われてはならないと決意を示されたことは大変意義があります。このG7サミットを契機として核兵器の廃絶の機運が一層高まるよう念願するところでございます。

さて、今回の代表質問でございますが、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行いたしました。新たな局面となっております。公明党も、これまでパンデミックから国民の命を守るため、様々な提言をし、また施策を進めてきております。今回は、医療提供体制の確保、生活再建の支援についてまず伺いたいと思います。

最初に、目下の感染状況について確認をさせていただきます。5類移行後、感染状況の把握方法はどのように変わったのか伺いたいと思います。

これで壇上から1回目の質問を終わります。

○健康部次長 新型コロナウイルス感染症が5月8日から感染症法上の5類感染症となり、患者の全数報告から一部の医療機関における定点報告へと調査方法が変更されており、奈良県感染症情報センターより週報として県内55医療機関からの定点把握状況が公表されております。

○中山武彦 今コロナの感染状況の報告等が変わったということでお伺いいたしました。流行株の弱毒化が見られまして重症化リスクが下がってきているところですが、ワクチン接種も進んだ、そのような中でのごとでございます。

発熱などの、しばらくは定点把握による感染状況、どのように変わっていくのかお聞きしたいんですが、その点、まずは週報としてどう変わってるのか状況を教えていただきたいと思っております。

○健康部次長 1 医療機関当たりの定点報告数は、5月8日からの週は2.55人、5月15日からの週は3.33人、5月22日からの週は3.29人という状況でございます。

○中山武彦 流行の兆しというものはどう見るのか、そのあたりが今までとちょっと違うんですが、5月29日の週から3.29人ということでございました。従来との比較で見るとかなり低いと、このように思うんですが、定点報告の数値から見て、例えば季節性インフルエンザでしたら注意報、警報というようなものもあるんですが、今回のことでは指標とか死者数の基準とか、そのような感染力の危険度の把握はどのように見ればよいのか教えてください。

○健康部次長 厚生労働省におきましては、新型コロナウイルス感染症の場合、流行入りなどの指標となる定点報告の基準値は現時点では設定されておらず、今後検討していくとされております。

○中山武彦 それでは、専門家の声も聞いた上で聞きたいんですが、感染再拡大の懸念もあるということでもございました。未知数の部分もあるけども、油断なく進めていかなければいけないと思います。

それで、医療体制について伺いたいと思いますが、今回発熱など感染が疑われた場合、そういったときには、これまで2類相当等であれば検査、診療をしてくれるところは限られた医療機関ということでもございましたけども、この部分、まずその外来診療についてはどう変わるのか、外来診療のことについて教えてください。

○健康部次長 5類移行に伴いまして、幅広い医療機関が新型コロナの外来診療に対応する体制となっております。奈良県におきましても、より身近な医療機関で受診していただくことができる体制確保に向け、700 医療機関への拡大を目指し、取組を進められているところでございます。

○中山武彦 そのようなことで拡大していくであろうということでもございますけども、今回のコロナに感染、自分がした場合等また同居のご家族、これまでは行動制限がかかっておりましたが、今回の移行によりましてそういったこともないということですが、仮に感染すれば周囲に影響を及ぼしますので、自宅療養のその期間の目安ということが分かれば教えていただけますか。

○健康部次長 外出を控えることが推奨される期間といたしましては、発症日をゼロ日として5日間は外出を控えること、5日目も症状が続く場合は症状が軽快して24時間程度経過するまでは外出を控えることとなっております。

○中山武彦 5日間、目安があるということですね。それを一応、外出のことは自由ではございますけども、しっかり目安を見たほうが良いということでも理解いたしました。

万一重症化してしまったときに入院が必要になる場合があると思いますが、どこで対応して

いただけるのか不安な面がちょっとあると思うんですが、またその際の医療費の負担がどうなるのかちょっと心配なんです、その入院の治療体制また医療費の公費支援についてはどうなるのか教えていただけますか。

○健康部次長 入院先の調整につきましては、原則として医療機関の間で調整する運用に移行しております。しかしながら、当面の間は奈良県が必要に応じて入院の調整をするなどの対応をされ、生命、健康を守りながら円滑な移行ができるよう進められております。

医療費につきましては、季節性インフルエンザなどと同様の扱いとなりますので、全額公費負担ではなくなり、自己負担が発生いたします。なお、入院医療費や高額な治療薬は、9月末まで一定の公費支援が続けられ、その後の対応は感染状況などを見て決めるとされております。

○中山武彦 そういった変化がございますけども、一定のその医療支援もあるということがございますね。

ワクチンの接種についても伺いますけども、5類移行後もワクチン接種が進められてると聞いておりますが、どのように進められるのか今年度の接種計画を教えてくださいいただけますか。

○健康部次長 感染症法上の位置づけが変更となりましたが、予防接種法上の特例臨時接種としての位置づけに変更はございません。特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長されておりますので、ワクチン接種につきましては公費負担で進められることとなっております。

今年度の計画といたしましては、令和5年春開始接種の期間が5月8日から8月末となっております。65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する方、医療従事者、介護従事者等の方が対象となっております。また、9月からは、令和5年秋開始接種として初回接種を完了している5歳以上の方を対象としておりますが、詳細な方針はまだ定まっております。

○中山武彦 ワクチン接種についても実施またしっかりしていただきますようお願い申し上げます。入院医療費の高額な治療費も支援していただくということで、9月の末までですね、それと公費支出が受けられるということがございます。ワクチンも3月末までということがございますので、今後もそういった感染拡大が反転する可能性がありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これはこれで質問を終わりたいと思います。

続きまして、させていただきます。

生活の困窮を余儀なくされた人への対象となる生活福祉資金について、緊急小口資金とまた総合支援資金の特例貸付の返済について伺いたいと思いますが、国内では経済の回復が見込まれておりますけども、事業の立て直し途上であったり就労面で安定してなかったり様々な形で今なお増収が見込めない方がたくさんいらっしゃいますが、公明党としてこのようなことで返済に困っている人についての声を受け止めまして、厚生労働省に対し柔軟な対応を求めるよ

うにということで提言しております。返済免除の対象拡大につながっているところでございますが、コロナ禍の影響で多くのこの市民が貸付けを利用された状況を伺っておりますので、生活再建がなされますよう香芝市の施策も進めていただきたいと、こう思いますけど、そこで1月から償還が始まっている中でその償還免除の状況について教えてください。

○福祉部長 社会福祉協議会のほうで実施いただいております生活福祉資金の特例貸付でございますけれども、これまで1,870件、合計で8億9,762万円の貸付けが行われました。窓口でございます市社協より県社協に確認をしていただきましたが、先ほど議員のほうもおっしゃっていただきましたが、令和5年1月より償還が始まっておりますが、令和4年末、年度末時点でございますけれども、642件、2億3,441万4,900円の償還免除が決定しているとのことでございます。

○中山武彦 現在の状況じゃなくて、これは令和4年末ということですね。それで、それは1月から始まっているわけで、今後のことについても聞きたいと思いますが、5月8日の厚生労働省のその通知によりますと、新たに免除対象になる方、借受人の方ですね、その方の判断基準がちょっと緩和されたと聞いております。そうした中で生活再建がまだ見込めない中でのこの事案が追加されたと聞きますけども、香芝についてはそのことを把握されて業務は進められていただけののでしょうか。

○福祉部長 現在償還免除につきましては、住民税が非課税である世帯を対象に行われておりますが、その他の世帯で償還が困難な方は現在は償還の猶予という扱いになっておりますが、今後それらの方につきましても猶予期間中に償還が困難であると認められた場合には免除を行うことになったと聞いてございます。

なお、貸付けを受けられたご本人様には県社協のほうから直接案内が行われると聞いてございます。

○中山武彦 県社協ということがありましたけど、県社協が実際貸付けもされて決められてるってことですが、前提としては自治体のこの自立支援相談による支援を受けて、そしてその生活再建を目指してる方が前提となる条件となると、そのように聞いてますので、市の業務として意見書を出すに当たり、そのあたりもしっかりやっていただかないといけないと思いますので、その点のことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、孤独、孤立について質問させていただきますが、孤独、孤立をめぐるこの新法の成立に関しまして、コロナ禍で顕在化したこの問題が出てまいりまして、その予防と当事者や家族らの適切な支援を総合的に推進する法律、孤独・孤立対策推進法が5月31日に成立いたしました。香芝市においても法の趣旨に沿って施策を構築していただきたいと思います。市ではこの法律内容を把握されていらっしゃるのでしょうか。

○**福祉部長** コロナ禍で深刻しました社会的孤立に悩む人への支援を強化するために孤独・孤立対策推進法案が可決されました。内容としましては、内閣府に対策推進本部を設置し、孤立・孤独対策重点計画を作成すること、また地方公共団体は地域協議会の設置を努力義務とすることなどが規定されたものでございます。

○**中山武彦** 法案が成立したということで、理解させていただいてると思います。

コロナ禍の中であらわになったこういった社会的な問題を横断的に一過性で終わらずにしていくという大きな意義がありまして、DVとか児童虐待また生活困窮、ひきこもり等々、孤独死もあります。様々な課題についてこれからも引き続きという意味だと思います。来年の施行に向けて香芝もこの対策を進めていただきたいと思います。法律の基本理念にありますとおり、孤独また孤立については人生のあらゆる段階で誰にでも生じ得る問題でありますので、したがって当事者の問題であります但社会全体の課題と、こう明記されておりますので、香芝においてもこの孤独、孤立についての対応、どうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○**福祉部長** コロナ禍で深刻化いたします孤独、孤立等の課題につきましては、適切な解決に向けて関係機関等の連携による相談支援体制の充実を図ってまいります。そして、孤独、孤立の問題を抱える方の複合的な事情やニーズに合わせた支援ができますように、現在整備を進めております重層的支援体制の中で関係機関と連携した包括的な支援を考えてまいりたいと思っております。

○**中山武彦** その重層的支援体制も含めた推進をよろしくをお願いをしたいと思います。

「地域共生社会の実現について」

○**中山武彦** では続きまして、質問させていただきます。

次は、地域共生の社会の実現について伺いたいと思います。

1点目に、住まいの政策、居住支援について伺いたいと思います。

コロナ禍で顕在化した課題の一つに住まいの確保というものがございます。生活困窮者の自立相談では住居確保給付金の経済的支援が急増いたしました。また、専門家の指摘するところでは、住まいの確保が難しい人は困窮や病気、家族の問題といった課題を複合的に抱えているということでもございました。また、住まいの問題だけに直面している人はまずはないと言ってよいということでもございます。その支援として、住まいの提供や経済的なその補助という従来からの社会保障の枠組みでは不十分でありますので、人や社会とのつながりを再び結び直していくような支援、多機関による包括的な支援が求められていると指摘されております。社会保障の柱としては年金、医療、介護また子育て、障害者支援等々がございますけれども、国にお

きましてこの住まいの確保は新たな社会保障として必要性が議論されております。住まいの政策が進むことで多く困ってる人が助かると思いますけども、そこで香芝市の状況を伺いますが、現在住まいの確保について市では施策を何か進められているのか伺いたと思います。

○福祉部長 住まいの確保につきましては、政府の有識者会議におきまして今後取り組むべき課題として位置づけられていると理解してございまして、本市におきましても支援体制を整備して実施しているという状況では現在ございません。

○中山武彦 現在実施してないけども、有識者会議でのその議論は認識されてるということでございますね。

先日奈良県の住まいまちづくり課で開催されたセミナーで香芝市も県の居住支援協議会には参画してるという話を聞きました。居住支援協議会ということですので、住まいの確保がメインでございますけども、市民からそういった相談が寄せられるということはないのでしょうか、そういった対応は香芝ではされていらっしゃいませんか、どうでしょう。

○福祉部長 福祉事務所には様々な問題を抱えた方が相談に来られますが、その中には保証人がいない、契約の仕方が分からないなど住居の確保に困っておられる方もおられます。そのような場合、相談者のお困りの状況、こちらを聞きまして、都道府県により指定されております居住支援法人という民間賃貸住宅の入居に関する情報提供、相談や見守り等の生活支援、こちらを行っている団体を紹介させていただきます。

○中山武彦 いつも香芝がやってるのは実質的にはやっていますよってという話で、確かに今のお話では紹介を、外部機関ですかね、されてるということでございます。

今後住まいの確保は新しい社会保障のこの枠組み、柱になっていくものと思われまして、複合課題が絡んでますので、地域資源を活用したり、あるいは内外のNPO法人等、関係機関ですね、活用していただいて広域的な応援いただきたいんですが、この担当部署等、住まいの確保に向けた取組を進めていただきたいと思いますが、いかがでございませうか。

○福祉部長 生活相談として来られた場合には生活支援課のほうでお話をお伺いしてございませうけれども、住居確保にお困りの方がその状況に陥るには病気、障害、高齢、ひきこもりなど必ず原因がございます。その原因によっては相談の入り口が違う場合もございます。また、原因を複合的に抱えておられる世帯もございませうが、福祉事務所内におきましては相談者に寄り添えるよう原因に応じて各課が互いに情報を共有し合い、支援を行っている状況でございます。今後先進事例を研究しつつ、本市に合った支援の仕方を検討してまいりたいと考えてございませう。

○中山武彦 先進事例を研究しながらということで、確かに先進事例があります。そういった相談支援、断らない相談業務を実施されてるところがありますので、ぜひとも早くやっていた

だきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

じゃあ、これはこれでまた質問を終わりたいと思います。

続きまして、女性の活躍ということについて、ジェンダー平等と併せまして質問をいたします。

コロナ禍のこの物価高等の影響で経済的にも厳しくなっている状況があります。非正規雇用で働く女性の方への打撃とか、また経済基盤の大変に強くないところ、打撃を受けている独り親の女性など、非常に暮らしが心配されているところがございます。

5月18日の公明党は、その提言でございますけども、すべての女性のためのトータルプランを提言いたしました。その柱の一つにあらゆる分野でのジェンダー平等を、この推進ということで掲げております。香芝では男女共同参画をプランをつくり推進しておりますけども、生きづらさや困難を抱えるLGBTQ+の性的マイノリティーの方々を含めたジェンダー平等についての支援が求められてるところでございます。そこで、香芝のジェンダー平等の推進に関する認識をまず伺いたいと思います。

○市民環境部長 ジェンダー平等の実現につきましては、誰一人取り残さないという多様性と包摂性のある社会の実現にも通ずるものと考えてございます。性的指向、性自認に関することなども含めまして、幅広く多様な人々が互いに認め合う社会の実現につながるものがございますので、非常に重要であると考えてございます。

○中山武彦 非常に重要であるという認識でありました。これは、当然そうであると、人権に関わるものがございますので、それはジェンダー平等を進めていかなければいけないと思います。

その進める上でのことで概念を教えてくださいなんですが、性的マイノリティーやLGBTQ+、また性自認という言葉の概念について知っている範囲で正確に教えてくださいと思います。

○市民環境部長 3つの言葉のほうをいただきましたけれども、性的マイノリティーということにつきましては、生物学的な性、体の性と呼ばれるものですけれども、それと性の自己意識、心の性、これが一致しない人、性的指向が同性であったり男女両方に向いてる人など、社会的に少数派と思われることから性的マイノリティーとか性的少数者と呼ばれてるということがございます。

それから、LGBTQっていうお話ございましたけれども、こちらはアルファベットの頭文字を並べている言葉になりまして、性的マイノリティーの一部でありますレズビアン（L）、それからゲイ（G）、それからバイセクシュアル（B）、それからトランスジェンダー、出生時と異なる性別で生きる方、トランスジェンダーと呼ばれて、これのT、それとQ、クエスチョン

グと呼ばれてるものですが、これは性自認とか性的指向っていうのが分からない人とかははっきりしない人、これクエスチョニングと呼ばれておりますが、このQということでの頭文字を並べた言葉と認識してございます。

あと、性自認のほうですけれども、性自認とは自分自身が認識している性別のことだと、そのような認識でございます。

○中山武彦 性的マイノリティーの方の概念ですね、性自認という言葉が今法案の中では性同一性でしょうかね、そのように変えられておりますが、同じ意味であるというふうに理解しております。

ジェンダー平等の推進について市としてどのように取り組まれるのか教えていただきたいと思っております。

○市民環境部長 市の取組というところでのご紹介になりますけれども、多様な性に関する理解や認識を深める取組といたしまして、くらしを考える講座、講演会の開催であったり広報紙やホームページ等によって情報発信や、またパネル展を実施しておるところでございます。また、学校現場におきましては、市内中学校にゲストティーチャーを招いて生徒、職員への講演会を実施したり、また道徳、特別活動などの授業を通じて性の多様性に関する理解や認識を深める取組を行っているとの報告を受けてございます。その他男性職員の育児休業の取得の促進であったり、起業予定者に対して起業セミナーや支援制度の周知などを行って男女共同参画社会に向けた取組を行っているというところでございます。

○中山武彦 男女共同参画のプランに基づいて、男女共同参画の事業については理解してございましたけれども、ジェンダーの平等ということで講座等をされているということを最近はこちらも行ったって見聞きしております。その辺は分かりました。

実は、栃木県の日光市でG7の男女共同参画・女性活躍担当大臣会合というのが6月に行われるというふうに伺ってまして、そこには前段階で中高生が男女共同参画のサミットをされたということで聞いてます。その中で、生徒の代表が立場や役割の固定概念を取り払ってそれぞれの家庭や家族の個性を生かしながら生活していくというような宣言書、これを知事に渡したってということで、今後その大臣会合でも渡されるそうです。多様性を尊厳する内容っていうことで盛り込まれた内容と聞いてます。香芝でも男女共同参画進められておりますけれども、数値として表れているところのもの、庁内の現況も教えていただきたいと思っておりますけれども、企画部にお聞きしますが、その3つの指標であります男性育休の取得率、女性管理職の割合、審議会の女性委員の割合について教えてください。

○企画部長 企画部のほうからは、男性職員の育児休業の取得率そして女性管理職、この2点をお答えさせていただきたいと思っております。

まず、男性職員の育児休業の取得率でございますけれども、まず昨年度、これは確定値でございますまして、育児休業の申請をした男性職員は 56.3%でございます。そして、実際、今年度でございますけれども、これは速報値でございます、締めは9月末になりますのであくまでも速報値でございますけれども、現在 87.5%というところで非常に高い値であるというふうに認識いたしております。

また、女性の管理職でございます。これも大変細かい条件はございますけれども、一般行政職の割合につきましては 34.5%、そして全職員を合わせますと、これ、37.5%というところで、これも3割を超す値を示してございます。

○市民環境部長 3点目にお尋ねの審議会の女性委員の割合というところでございますけれども、令和4年度の調査実績といたしまして 23.5%となっております。

○中山武彦 香芝の男性職員の育休の取得率は、速報値では高いなというふうに思いました。公明党のこのプランの中では、公務員の1週間のこの取得率、2025年に85%を目標とするということでございます。民間では50%を達成ということでございますので、そのあたりはかなり進んでるといふふうに私も理解いたしました。今後また育休の環境、100%給付ということも視野に入れて進めてますので、さらに進めていただきたいと思っております。

今後ジェンダー平等における取組ですけれども、さらに新たな事業ということを、講座もいいんですが、考えていただきたいと思っております。これから、法案も今審議されておりますけれども、その意味では香芝市でもしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますが、その点はいかがですか。

○市民環境部長 これまでも行っております取組っていうのも継続して行っていくということで考えてございますけれども、あと一つ検討進めておるもので、互いの価値観とか個性の違いなど多様性を認め合って個人が尊重されます共生社会の実現を目指して自治体で独自にLGBTQのカップルに対してパートナー関係を証明するような証明書を発行して社会的配慮を受けやすくする制度として、パートナーシップ制度と呼ばれておりますけれども、こういった制度を導入して試してみたいということで今検討進めております。実施時期については、まだまだ勉強するところございますけれども、こういった検討を今ちょっと考えておるところでございます。

○中山武彦 自治体で先進的な取組もされているところも出てきてますので、決して香芝が早いとは思いませんのでぜひとも早急に進めていただきたいと、このように思います。

それでは、これはこれで、多様性の確保等を含めた推進をよろしくお願ひしたいと思います。続きまして、認知症施策について伺いたいと思っております。

新オレンジプランによりますと、我が国では2025年には65歳以上の5人に1人が認知症に

なり、その大半は 85 歳以上の高齢者ということで独り暮らしの割合も増えていくと、このように見込まれております。認知症の人やご家族が安心して暮らせるこの環境整備は急務であると思っております。公明党は、2015 年に認知症施策を進める上でその根拠となる基本法の制定を国会で主張いたしまして、以来法案づくりを進めております。こういった中で、特に基本理念に関わるもの、施策が重要と、こう考えているところをごさいますて、その中身は認知症の人の意見を聞く機会であるとか、また意見表明をしてもらう機会、そして社会参画の機会の確保ということでございまして、また良質かつ適切な保健医療と福祉サービスの提供ということでございまして、そこです、香芝における認知症施策についてのこの基本的な事業、これを今教えていただけますでしょうか。

○健康部次長 本市では、国が定めました認知症施策推進大綱に基づき各種事業を推進しております。大綱では認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会を目指し、共生と予防を基本的な考え方としており、具体的な 5 つの施策の柱のうち、普及啓発、予防、医療と介護サービス、認知症バリアフリーの推進の 4 項目につきまして取組を推進しております。

○中山武彦 今のお話は今までも聞いていただいています。具体的なことも多々聞かせていただいております、これまでについても。今回は、国会の超党派の議員連盟が 5 月 16 日に共生社会の実現を推進するための認知症基本法案というものをまとめまして、公明党も党内での了承がされたわけでございますけれども、この共生社会の実現が名称化されている認知症基本法案、これについてのことで関連して伺っていきたくと思います。

認知症になっても意欲や自信を持ってなるべく地域で、自信を持って地域で暮らしていけますように環境整備していくことが重要と先ほども言わせていただきました。そのための施策を進めていただきたいと思います。そこで、認知症の人の意見を聞くような意見表明の機会、また社会への参画の機会を確保するための施策について取組はされているのか伺いたしたいと思います。

○健康部次長 法案につきましては国からの情報がございませんので、今現在実施しております事業の取組に当てはめてご答弁を申し上げます。

認知症の方ご本人から社会に向けて発信の機会を拡大する取組につきましては、イベント等の企画は行っておりません。規模の小さいものとなりますが、認知症の方やその家族が集まり、意見交換や交流を持つ場として認知症カフェの開催を支援しております。このような場などを通して認知症の方本人の意見やニーズを発信していただき、本人の視点を反映した認知症施策につなぐとともに、社会参画に向けた機会の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○中山武彦 認知症カフェについては以前からされていただいております。ご

家族の方のこの支援も大変重要だというふうに思っております。

もう一つのことを伺いますけども、良質かつ適切な保健医療と福祉サービスということで今求められているところがございますけども、この香芝市が進めている医療と介護のサービスの連携ということについて、まず現状のことについて教えていただけますか。

○健康部次長 認知症状の進行時期に応じまして、いつどこでどのような医療や介護サービス等を受ければいいのかを整理し、まとめました認知症ガイドブックをご自身やご家族の方に活用していただけるように作成しております。また、認知症の方が症状に応じた医療、介護サービスを受けることができるよう、医療、介護等の専門職がチームとなって初期の段階から関わり、地域で安心して暮らせるための適切な医療や介護サービスにつなげる支援を行っております。

○中山武彦 医療と介護については、入院とか退院後のこともありますので、かなり丁寧にさせていただいてるとは伺ってますのでそこについては引き続き進めていただいて、この基本法案にあるような福祉と保健医療、この良質な提供っていうところをさらに目指していただきたいと、こう思います。

そこで、家族への支援というところ、先ほどその認知症ガイドブックを発行されてると、その中も見せていただきましたが、症状に応じたこの対応の方法等、また相談の機関等が載っております。早期対応ということが目安で相談機関が重要だということなんですが、家族の支援ということについても言うことがあれば支援の内容教えていただけますでしょうか。

○健康部次長 認知症の方及びその家族からの各種の相談に総合的に応じることができるように、市内3か所にあります地域包括支援センターが医療機関、介護サービス事業所等と連携を図りながら随時相談や対応に応じる体制を整備しております。また、認知症の方及びその介護者となった家族等の方が集う認知症カフェや家族教室の開催を支援し、家族等の負担軽減を図るとともに互いに支え合うための活動を支援しております。

○中山武彦 そのことをまた進めていただきたいと思います。これから、2025年というのはもう間もなくでございますけども、5人に1人とおっしゃってますが、今後はさらに増えていく可能性がかなりあると思いますので、そういった充実強化をお願いをしたいと思います。

「子ども・若者政策について」

○中山武彦 それで、続きましてまた次のお話をさせていただきます。

子供、若者についての質問をさせていただきます。

まず、通学路等の安全確保ということでございまして、一昨年の6月に千葉県八街市にお

きまして下校時の小学生の列にトラックが突っ込むという痛ましい事故が起きました。この事故から全国の小学校の通学路で総点検が行われました。交差点にガードレールまた防護柵を設置するような対応もなされてるわけでございます。文科省は、国土交通省、警察庁の合同で実施されたこの事業、昨年の12月末時点では全国的にはほぼ95%、ある程度終わっているということでございます。道路関係は少し低い状況でございます。香芝でもこうした判明した危険箇所につきまして対策が取られていると思いますけども、その対策の期間、今年度末までというふうに一応国の方針が出てますが、香芝のその実施状況について伺いたいと思います。

対策は全てできているのか、その点はいかがでしょうか。

○教育部長 八街市の事故を受けて行った調査では、要対策箇所が140か所ございました。そのうち、令和3年度で44か所、令和4年度で66か所、合わせて110か所が対策済みでございます。残りの30か所につきましては今年度以降に実施する予定でございます。

○中山武彦 今年度以降、まだ残ってる部分、今年度以降ですからちょっと国の方針とはずれてくるとは思いますけども、これは早急に進めていただきたいと思います。

例年実施してもらっております交通安全のプログラム、その対策についての状況は、そちらのほうはどうなってますでしょうか。

○教育部長 令和4年度の要対策箇所でございますが、143か所、うち69か所は対策済みでございます。残りの74か所につきましては今年度以降に実施する予定でございます。

○中山武彦 この対策も同時に併せてやっていただくということで、事業がたまっていくというふうな観点になるかなと思います。ですから、優先順位をつけなけりゃいけないと思います。そこはまた、危険度に応じた対応ということなるとは思いますけど、ぜひともそれも確実にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ハード、ソフト両面にわたる対策ということが言われておまして、ソフト面では児童・生徒への教職員による交通安全指導のための研修また見守りボランティアの方の講習会等が事例としてありますけども、香芝のこのソフト面での取組について伺います。

教職員が交通安全指導を行う際のその研修とか見守りボランティアの研修、このあたりの機会は設けられているのか、いかがでしょうか。

○教育部長 児童・生徒が対象の交通安全教室を通じて教員自身も安全指導の在り方について再確認しております。また、生徒指導担当教員が参加する各種会議におきまして講義を受けることもございます。PTA役員の方や見守りボランティアの方につきましては、全ての学校ではございませんけども、警察から共有いただいた交通指導のマニュアルや指導助言に基づき見守り活動の実施の仕方についてまとめるなど活動に生かしていただいているところもございます。

○中山武彦 私も見守りボランティア、いろいろと関わらせていただいておりますけども、先生方も仕事の前に出てくるわけで大変残業ということになってますので、こちらは感謝している次第でございますけども、なかなか地域の方も出にくい状況もありますので、お互い連携しながらよい関係を持ってやっていく必要もありますので、ぜひともこの機会を増やしていただきたい、お互いの話す機会も含めてお願いしたいと思います。以前7歳児の交通事故が全国的には突出してるという話を質問させていただきましたけども、香芝市はそうではないという状況も伺いました。これも一つの推測ですが、ボランティアの方々の力もあるのではないかという答弁もありましたので、そういったハード、ソフト両面の施策推進をお願いをしたいと思います。

続きまして、また質問をさせていただきます。

次は、子供、若者の犯罪被害に遭わないような、その防犯対策について伺いたいと思います。

公明党は、この6月2日、国に対して最近のこの芸能事務所に所属している方々の性被害が問題になっているということを受け止めまして、小さな子供さんから若い世代を守るための緊急提言を官房長官にしております。子供に対する性犯罪は、刑法や児童福祉法に反する行為でございます、厳正に対処していく必要があります。そのような中で、春頃から香芝市内の各地域でも不審者情報、不審者を目撃したとの連絡が多々寄せられております。子供や若者の連れ去り防止また痴漢防止への取組が今求められておりますけども、そこでまず香芝の最近の不審者情報の事案どうであったのか、事案の件数やどのような事案であったのか併せてお答えしていただきたいと思います。

○危機管理監兼生活安全部長 奈良県警察が公表しております犯罪発生、不審者情報によりますと、香芝市内での発生件数は令和5年4月が2件、5月が5件となっており、2か月で7件でございます。

内容といたしましては、小学生において容姿撮影が1件、中学生に対しましての付きまといが2件、高校生では声かけと付きまといがそれぞれ1件、成人女性におきまして声かけと公然わいせつがそれぞれ1件となっております。

○中山武彦 たくさん事案を言っていただきましたけど、声かけや付きまといというのはどのような事案であったのか、学生に対するものでしょうか。

○危機管理監兼生活安全部長 声かけにつきましてですけれども、こちらにつきましては買物中に不審者から声をかけられたという事案でございます。また、帰宅途中に自動車の中から同乗を求められたということもございました。また、付きまといにつきましては、帰宅途中に後方に不審者が付きまとうといった事案ございました。

○中山武彦 そのような事案で大変怖いわけですが、その事案の防止、対策について市はどのようなことができるのか、どう講じているのか伺いたいと思います。

○危機管理監兼生活安全部長 本市といたしましては、鉄道駅周辺や近隣公園、市の施設など31か所に防犯カメラを設置しております。また、事案発生時におきましては、香芝警察署と連絡を密に取り合い、学校や地域との情報共有を図っております。

○中山武彦 じゃあ、教育委員会にも伺いたいと思いますが、不審者情報どのように把握されているのか教えてください。

○教育部長 まず、学校が児童・生徒やその保護者から連絡を受けて教育委員会に一報が入るケースがございます。その際は、学校より被害者本人の安否確認と状況の整理を行います。さらに、保護者に対して警察への通報をお願いするとともに、注意喚起のための情報共有について承諾をいただける場合は各校より保護者に対してメールで周知いたします。また、警察のほうから情報提供メールにより把握する場合も、保護者の承諾の下、注意喚起のメールを発信しているような状況でございます。

○中山武彦 保護者の了解ということもあるので、実際はたくさんこちらが分かる以上あるかもしれないということも念頭に置きながら対策をしていただきたいと思います。

危機管理監にまた伺いますけども、情報共有するということですが、ほかに何か行っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○危機管理監兼生活安全部長 情報共有以外といたしましては、必要に応じまして青色防犯パトロール車により巡回や啓発を行っております。注意喚起を促しておる状況ではございますけれども、警察の捜査状況によりましてはその巡回を差し控えるという場合もございます。

○中山武彦 巡回を青パトでやっていただけるということですが、先ほども申しましたが、その法律違反のところ、刑法の違反と子供の場合は児童福祉法の違反ということで非常に厳正に対処しなきゃいけないということなので、そういった性犯罪に関する法律の周知も併せてお願いをしたいと思います。広報も有効ではないかと、こう思います。その点についてもお願いをしたいと思います。

また、怖い目に遭った子供さん、若者に対する心情に寄り添うということでは、庁内を挙げた連携した対応ということも必要だと思いますので、そのあたりも、危機管理監がすることではないかもしれませんが、庁内でのそのような体制、教育委員会とも連携してお願いしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、また質問をさせていただきます。

最後になりますけども、じゃなくて1つ前の消費者被害について伺いたいと思います。

若者の消費者被害対策ってということでございますが、ご承知のように、昨年4月より民法改正によりまして成年年齢が18歳に引き下げられております。18歳になりますと、親の同意がなくても1人で契約が結べるようになり、お小遣いの範囲であれば、またお小遣いの範囲を

超えてもクレジットカード等も使えれば、またスマホ等を活用すれば大変高額なものも買えるようになるということです。成年ですので 18 歳からはこの未成年取消権ももう使えなくなるということで、親権に属さない様々なことが 18 歳、19 歳の若者ができるわけですね。そこで、消費者問題、このことについて成年年齢のこの引下げで若者の消費者被害が増えていくんではないかということが危惧されました。全国の状況また香芝の市での相談の動向について、まずこの現状教えていただきたいと思います。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） まず、全国的な 18 歳、19 歳の方の消費トラブルの状況でございますが、国民生活センターによりますと、2022 年度に寄せられた契約当事者が 18 歳または 19 歳の方の相談件数は 9,907 件となっております。

次に、その方々の相談内容の傾向でございますが、件数が多い順番に 3 件申し上げますと、脱毛エステ、送りつけ商法や架空請求、出会い系サイトアプリに対するトラブルとなっているようでございます。

最後に、本市における 18 歳、19 歳の方の相談の動向でございますが、昨年度の本市消費生活センターへの全相談件数 266 件のうち、契約当事者が 18 歳、19 歳の方の相談は 3 件ございました。

相談内容としては、ネット通販に関するトラブルが 2 件、出会い系サイトアプリに対するトラブルが 1 件ございました。

○中山武彦 そういったことで市の取組はどうされてるのか、消費者教育についての取組ですが、市長部局また教育委員会、おのおのにお答えいただきたいと思います。

○産業振興局長（商工観光課長事務取扱） 市長部局のほうからお答えさせていただきます。

奈良県が地域の団体、学校などが開催する講座や講演会などに講師を派遣する移動講座を実施しております。講座の開催場所が本市の場合は、本市の消費生活相談員が講師として派遣されております。その他、市では啓発物品の提供やクーリングオフなどを紹介するパネルの貸出しを行っております。

○教育部長 教育委員会のほうから学校での対応をご答弁させていただきます。

家庭科の学習内容として消費生活、環境について学ぶ機会がございます。金銭の管理と購入、消費者の権利と責任、消費生活、環境についての課題と実践の 3 項目について扱っております。また、社会科との関連を図るとともに、小・中高等学校の系統性も大切にしながら取り組んでいるところでございます。

○中山武彦 若者の消費者被害、生じないようにトラブル防止に向けて啓発等、また講座の関係等を積極的に進めていただきたいと思います。

また、学校教育も今進めていらっしゃるんですけども、このキャッシュレスの時代ですのでは

かなか親も分かりにくいということで、被害に遭って困っている子供さん、若者もいらっしゃるかもしれませんが、そのためもっと教育委員会で取り上げてほしいと思いますが、その必要性についての知識が必要だということについての認識、教育委員会持ってますでしょうか。

○**教育部長** 必要性についてでございますけども、将来児童・生徒が安全な消費生活を営む上で、計画的な金銭管理の必要性を理解して、また適切な意思決定を行うとともに消費者被害を回避できる力の育成が必要であると考えております。とりわけ消費者被害の低年齢層化が見られることからその必要性は高いと考えますので、社会の情勢なども鑑み、今後も継続的に取り組んでいく必要があると、そのように考えております。

○**中山武彦** 必要性があるというふうに認識されているということで、特にクーリングオフや民法の救済手続、詐欺取消し等の知識、そして何よりも香芝には相談窓口があるということも教えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょう。

○**教育部長** 学習の中で消費者被害、トラブルに対応できる相談窓口があるということについては触れていきたいと考えております。

○**中山武彦** それと、ちょっと別の観点から金融教育についてまた教育委員会に伺いますが、今回幅広い分野でのこの教育ということで、株の売買や資産形成についての金融教育も学校現場で進んでいる状況と聞いております。始まった状況だという段階かもしれません。この金融教育についてのお考えはあるのでしょうか、その点も最後に伺いたいと思います。

○**教育部長** 社会科の学習におきまして経済活動や企業などを支える金融などの働きについて取り扱うこととなっております。高等学校における金融教育も見据えた取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○**中山武彦** 金融教育であれば専門家の派遣等も必要だと思います。学校の担任の先生等はちょっと難しいこともあると思いますので、その点、広域的な観点も協力を得ながらお願いしたいと思います。

最後に、子供、若者施策の子供、若者の声を市政に生かす施策について伺いたいと思います。

公明党は、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表いたしまして、方向性としては子供政策を中心に据えたこどもまんなか社会を実現しようということで若者が希望を持って将来の展望が描けるような環境の整備を提言しておりますけども、既に成立いたしましたこども基本法には、子供施策の推進に際し、子供やまた子育ての当事者である若者の意見を反映させるための措置を講ずる必要があると定めております。未来を担っていく子供、若者の声を聞かずにこれからの政策は成り立っていかないと、このように認識しておりますけども、こども家庭庁においてもそのような仕組みも今進められております。香芝でも将来の政策形成を見据えた子供、若者の目線に立った制度また政策の充実を図っていく必要が重要と考えております。

そこで、質問いたしますけども、香芝市における子供、若者の声を聞いていくことについてこれまでどのようなことを進めてきたのか、この点教えていただきたいと思います。

○企画部長 主なものとしたしまして、第5次総合計画策定に係るアンケートでは、高校生にも意見を聞くためにあえてその対象を16歳以上に設定いたしまして実施をさせていただきました。また、そのアンケートとは別に、中学3年生831名にも香芝市のことをどのような町になっしてほしいかという、そういった視点でアンケートに参加してもらった、そういった経緯がございます。

○中山武彦 今までやっていただいたこと、アンケート調査については中学生等でやっていただいている、16歳以上もですか、対象にさせていただいてるっていうことでございます。

改めて総合計画の前期基本計画、読んでみましたが、若者とか若い世代に関する記述は極めて少ないという状況があります。現状分析をされてる部分であったり、また若年層の出産、子育ての支援はございますけども、具体には自殺対策であったりニート、ひきこもり、貧困のこの連鎖への対応等々、困難を抱える若者の対応という切り口はあるものの若者参画という視点がほとんどない、全くないと言っていいほどの総合計画になってるということは否めないと思えます。そこで、若い世代の声を市政に反映していく、若者にまちづくりの参画員として入っていただく、こういったこと伝わらないこの計画ではいけないと思えますので、この点どう考えているのかまず伺いたいと思えます。

○企画部長 以前にもそういったご質問をいただきまして答弁させていただきましたけれども、高校生、大学生という、そういった世代は生活のコミュニティーの中心が住まいのある地域から高校、大学というような学校のある市外へと変化してしまっていて、地元、とりわけ行政との関わりが本当に薄くなる世代であるというふうに認識いたしております。そういったことから、行政側に若者をターゲットにした事業がほとんどないというのが実情でございまして、おのずと行政側にも若者と接する機会が少なくなりまして、若者の声を受け入れる経験が少ないまま現在に至っているのだと考えます。ただ、次世代を担うこの若者たちに行政に参画してもらう必要性というのは認識いたしております。例えば直近でございまして、公共バスのデザインの投票ですとか愛称の募集というようなものにLINEを使うなど若者が参画しやすい工夫をしていると、一例ではございますけども、そういうまだスタートラインに立っているような、そういうような状況であるというふうに認識いたしております。

○中山武彦 先ほども申し上げましたが、こども基本法がこの春にできまして、その中で子供施策を策定するに当たりまして実施また評価の段階でも子供の声を聞くと、要するに当事者である子供の意見を幅広く聴取していくということが措置を講ずるということに定まっておりますので、行政組織内でのこの若者の声を受け取る経験がないというのであればつくっていただ

く必要があるということで、例えば行政組織内の若手職員の政策提案、これを積極的に、今もやってらっしゃいますが、取り入れる仕組みももっとつくってはどうか、市全体で子供、若者の声を生かす政策、いわゆる受容力ですね、受け取る受容力をつけていけばどうかと思います。何か具体的に進められたらどうかと思いますが、お考えはございますか。

○企画部長 さきの質問にもございましたけども、職員の年齢構成を見ますと 20 代、30 代の職員が 6 割強という、そんな現状でございます。議員ご指摘のように、若い職員の政策提案を積極的に取り入れることなどはまずその受容力を高めるためには非常に有効な手だてと考えております。

具体的にではございますけれども、今年度内にこのデジタルトランスフォーメーションの推進計画を策定する予定をしております、その作業を進めているわけでございますけれども、その検討部会のメンバーは主査以下の若手職員で構成したいというふうに考えてございます。また、昨年度は、若手職員が講師となって新入職員に自らの仕事を紹介する研修などを実施しております、こういったところで生き生きと説明する職員の姿が見られて大変頼もしいというふうに感じたところでございます。また、都市創造部では、若手職員が点群データを使った産官学連携の先進的な取組に関わってございまして、対外的にも発表を行うなど大変活躍をしてくれております。若者が意欲を持って仕事に取り組めるようさらに職場環境を整えてまいりたいというふうに考えてございます。そういった庁内の積み重ねをすることによりまして、子供、若者世代の意見を政策に生かすための組織としての受容力を高めてまいりたいというふうに考えております。

○中山武彦 最後に、市長に伺いますけども、この子供、若者の参画について先進事例が幾つかあるということでございまして、子供、若者の声を施策に生かすこの取組についてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。当然将来世代につないでいくことでございますので香芝市の未来を見据えた戦略と考えてますので、市長として、トップダウンではないかもしれませんが、お考えがやっぱりなければなかなか行政も動かないと思います。その点についてのお考え聞かせていただきたいと思います。

○市長 若い世代の意見を聞く機会を増やしていった市政に反映していくということの子育て、教育の町香芝としてのまちづくりを考えていく上で大変重要だと捉えております。市民との意見交換の場としてのタウンミーティングの開催につきましては、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により対象を広げた形での開催は困難ではありましたが、昨年度市内の中学校に声かけをして感染状況に注視した上で、小規模ではございますが、意見交換会を実施させていただきました。現在は、調整中ではありますが、高校生との意見交換会を実施したいと考えております。また、昨年度は、私の出身大学の学生との意見交流の中でいろいろと意見を交換する

ことができました。それは、学長やゼミの担当教授にも参加していただき、若者の就農意識を高めるような政策提案といった研究をされてるとのことで、私どもにないような発想、意見なども見受けられて大変意義深いものでございました。

議員のおっしゃるとおり、若者の意見をまちづくりに生かす取組というのは全国各地で地域の特性に合った様々な形で実施されてるといふふうには認識しております。本市といたしましても、他自治体の先進事例等の研究を進めながら、子供、若者の声が市政に届きやすいような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○中山武彦　じゃあ、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。